

パートタイム労働者・有期  
雇用労働者の皆さまへ

## 神奈川労働局雇用環境・均等部内に パートタイム・有期雇用労働法の 特別相談窓口を設置しました！

例えば、以下のような御相談に対応しております。

- 同じ会社で正社員とパートタイム労働者や有期雇用労働者と  
で待遇の差がある
- 正社員との待遇格差について会社に説明を求めても対応して  
くれない など

(問合せ先)

神奈川労働局 雇用環境・均等部 指導課

横浜市中区北仲通5-57 横浜第2合同庁舎13階(TEL:045-211-7380)

開設時間 午前8:30 ~ 午後5:15(土日祝日、年末年始を除く)

待遇格差に関して疑問  
に思うことは、お気軽に  
お問合せください！



パゆうちゃん